

表 4-3 概況調査の結果（平成 27 年度）

測定項目		環境基準値 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	測定 地区数	検出 地区数	環境基準 超過地区数
環境 基準 項目 要 監視	カドミウム	0.003	0.001	30	0	0
	全シアン	不検出	0.1	30	0	0
	鉛	0.01	0.005	30	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	30	0	0
	砒素	0.01	0.005	30	1	0
	総水銀	0.0005	0.0005	30	0	0
	PCB	不検出	0.0005	30	0	0
	ジクロロメタン	0.02	0.002	60	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	60	0	0
	塩化ビニルモノマー	0.002	0.0002	60	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	60	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.002	60	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	60	1	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	60	0	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	60	0	0
	トリクロロエチレン	0.01	0.001	60	1	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	60	1	1※
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	60	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	30	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	30	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	30	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	60	0	0
	セレン	0.01	0.002	30	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	30	29 (0)	0
	ふっ素	0.8	0.1	30	2 (0)	0
	ほう素	1	0.02	30	6 (0)	0
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	30	0	0
	要監視	ジクロルポス	[0.008]	0.001	16	0
	モリブデン	[0.07]	0.01	16	0	[0]

（資料：環境政策課）

（備考） 1 調査地点数は、1地区1地点である。

2 福井市(特例市)実施分を含む。

3 要監視項目については、指針値を [ ] 内に示す。

4 検出地区数の( )内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数(内数)を示す。

【汚染判断基準は、硝酸・亜硝酸性窒素 5mg/L、ふっ素 0.4mg/L、ほう素 0.5mg/L】

5 環境基準超過地区数の [ ] 内は、要監視項目について指針値超過地区数を示す。

※テトラクロロエチレンによる環境基準超過地区内のため、新たな汚染井戸ではない。